

令和7年(ワ)第561号 損害賠償等請求事件

原告 エンブレム札幌清田管理組合

被告 日本システム企画株式会社

被告第2準備書面

令和7年7月22日

札幌地方裁判所 民事第3部 3係 御中

被告 訴訟代理人弁護士

藤原大吾

同

吉野



原告主張の法的構成に対して

1 はじめに

被告は、原告主張の法的構成（不法行為責任・契約不適合責任）（原告の本案訴状5～6頁）に対し、被告第1準備書面において、「否認ないし争う」と認否した。この点について、以下補足する。まず、契約不適合責任について主張する。

2 効果について

設置契約書（乙3）第7条は、（効果判定）として、

「商品設置日より1年経過後のファイバースコープでの内視鏡調査及び写真判定により、設置前の内視鏡調査時の配管内部閉塞率と比べ下記をもって効果有りとの判定をする。

調査場所	調査箇所	改善
A棟403号室	量水器一次側給水配管第一継手部手前側	53.4%→縮小改善
B棟101号室	量水器一次側給水配管第一継手部手前側	56.1%→縮小改善

※但し、上記の判定条件は1日あたりの水の使用料がA棟403号室及びB棟101号室において150ℓ/日というレベルから減少しない事を条件とする。」、第8条は、（返金保証）として、

「第7条記載の効果が得られない場合は、乙は甲に対し次項について約束する。

①設置機器の撤去をする。（無償撤去工事及び現状復旧）

②支払金額の全額を支払われた同条件にて返金する。」

とそれぞれ規定している。

したがって、第7条及び第8条が規定する内容での効果及び返金保証は、本件契約の内容となっている。

3 構造について

本件契約の設置契約書（乙3）は、11の条文から構成されている。上記した第7条及び第8条以外には、例えば、第1条は商品であるパイプテクターと記載し、第4条は代金の条文である。その他の条項は、設置場所等が定められているが、パイプテクターの構造を契約内容とする条項はない。

これに対して、原告は、「原告と被告との本件契約は、被告が説明するパイプテクターの効果及び構造が契約の内容となっていたことは明らかである」（原告の本件訴状5～6頁）と主張する。したがって、原告が、パイプテクターの構造が契約の内容となっていたと主張するのであれば、どのような根拠に基づいて上記主張をするのか、その根拠を具体的に明らかにするよう求める。

4 不法行為責任について

原告は、「本件の被告は、パイプテクターの効果及び構造という、契約を締結するか否かに関する判断に極めて重大な影響を及ぼすべき情報につき事実と異なる説明をして」（原告の本件訴状5頁）いると主張する。

しかし、上記2及び3のとおり、本件契約においてパイプテクターの構造は契約内容ではない。したがって、契約内容でない事項に関し「契約を締結するか否かに関する判断に極めて重大な影響を及ぼすべき情報」（原告の本件訴状5頁）であるとの主張自体失当である。この点を措いても、具体的な事実を示すことなく、「事実と異なる説明をして」（原告の本件訴状5頁）いるとの主張は、主張として不完全であることを指摘しておく。

以上